

## 第 17 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会

日時：平成 30 年 3 月 2 日（月）10:00～12:00

場所：東門集合→現地視察→西之丸会議室

### 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 今年度工事の現地視察

（西之丸会議室に移動）

4 名勝名古屋城二之丸庭園

北園池の東護岸と余芳周辺の修復について …資料 1

（1 根拠資料の解析 2 修復方針（案） 3 修復方法の検討）

5 御練堀（御築地）の修理・復元（案）について …資料 2

6 石材及び石造物バンク創設（案）について …資料 3

7 その他

8 閉会

第 17 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会 出席者名簿

日時：平成 30 年 3 月 2 日（金） 10:00～12:00

場所：現地視察及び名古屋城西之丸会議室

（敬称略）

■ 構成員

氏 名	所 属	備考
丸山 宏	名城大学教授	座長
仲 隆裕	京都造形芸術大学教授	副座長
栗野 隆	東京農業大学准教授	構成員
高橋 知奈津	奈良文化財研究所研究員	構成員

■ オブザーバー

氏 名	所 属
平澤 毅	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官（名勝部門）
野口 哲也	愛知県教育委員会生涯学習課 文化財保護室主査
野村 勘治	有限会社野村庭園研究所

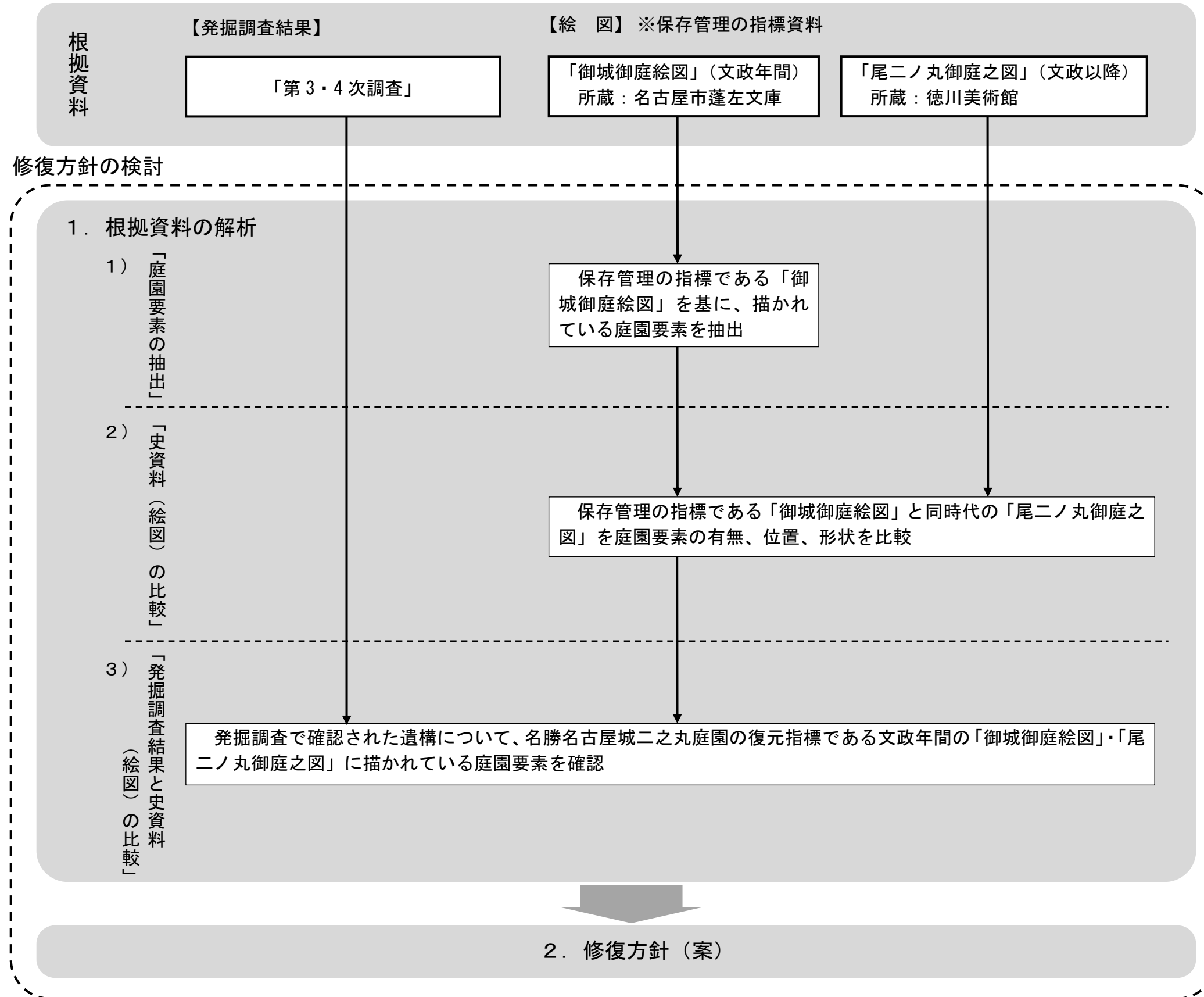
# 席配置表



名勝名古屋城二之丸庭園 北園池の東護岸と余芳周辺の修復について  
修復方針の検討手順

【東護岸と余芳周辺の修復の検討フロー】

上位計画：「名勝名古屋城二ノ丸庭園 保存管理計画書（平成 25 年 3 月）」





## 1. 根拠資料の解析

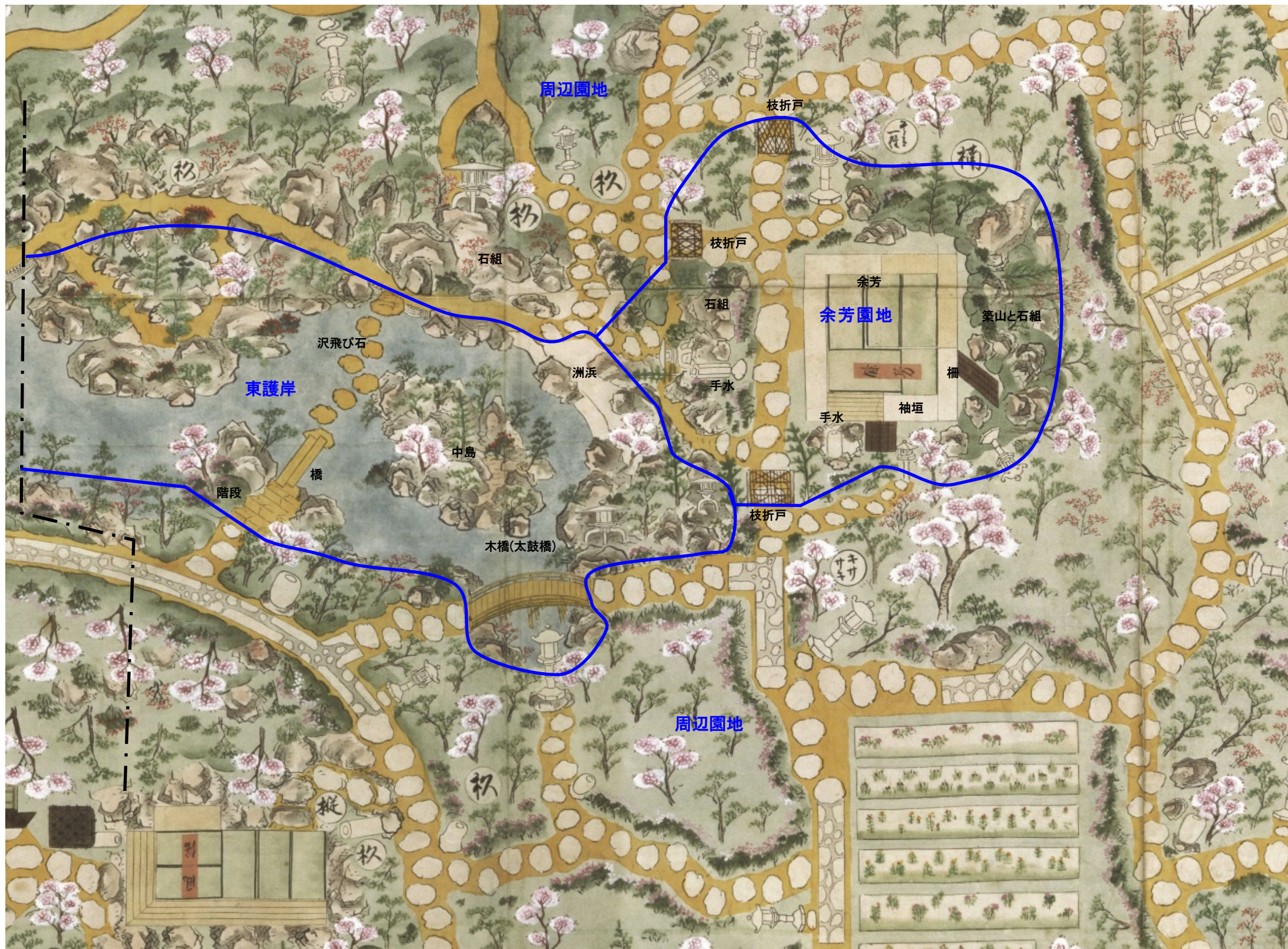
### 1) 庭園要素の抽出

東護岸と余芳周辺について、名勝名古屋城二ノ丸庭園の復元指標である文政年間の「御城御庭絵図」から地割及び庭園要素を抽出する。

【東護岸と余芳周辺の庭園要素一覧】

庭園要素				備考
分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	
東護岸	池泉	護岸・池底		
		中島		
		洲浜		
		沢飛		
		木橋(太鼓橋)		
		橋		
		階段		
		築山(地形変化)		
		構造物	灯笼	
		植物	木本類	
地被類				
余芳園地	余芳(建造物)			
	余芳周辺の園地	石組		
		飛石		
		築山(地形変化)		
		構造物	灯笼	
			手水	
			枝折戸	
			袖垣	
		植物	木本類	
			地被類	
周辺園地		石組		
	飛石			
	延段			
	構造物	灯笼		
		手水		
	植物	木本類		
		地被類		





主要な庭園要素の位置図 [「御城御庭絵図(文政年間)」(東護岸、余芳周辺拡大)]

所蔵：名古屋市蓬左文庫



凡例  
 — : 分類①の範囲



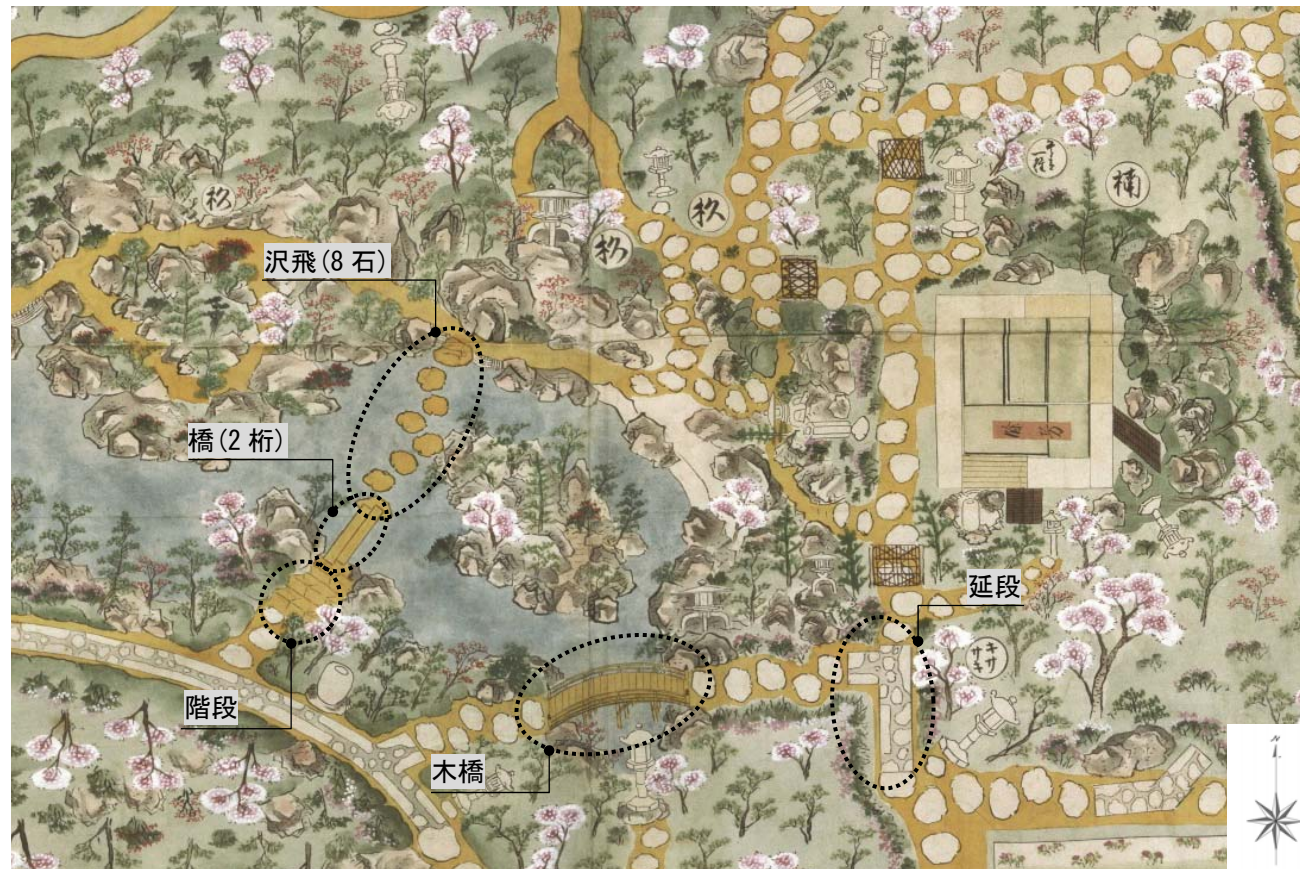
庭園要素の詳細確認 ※庭園部会(第16回)から追加

御城御庭絵図(文政年間)で確認できる庭園要素について、詳細に確認する。

詳細確認内容

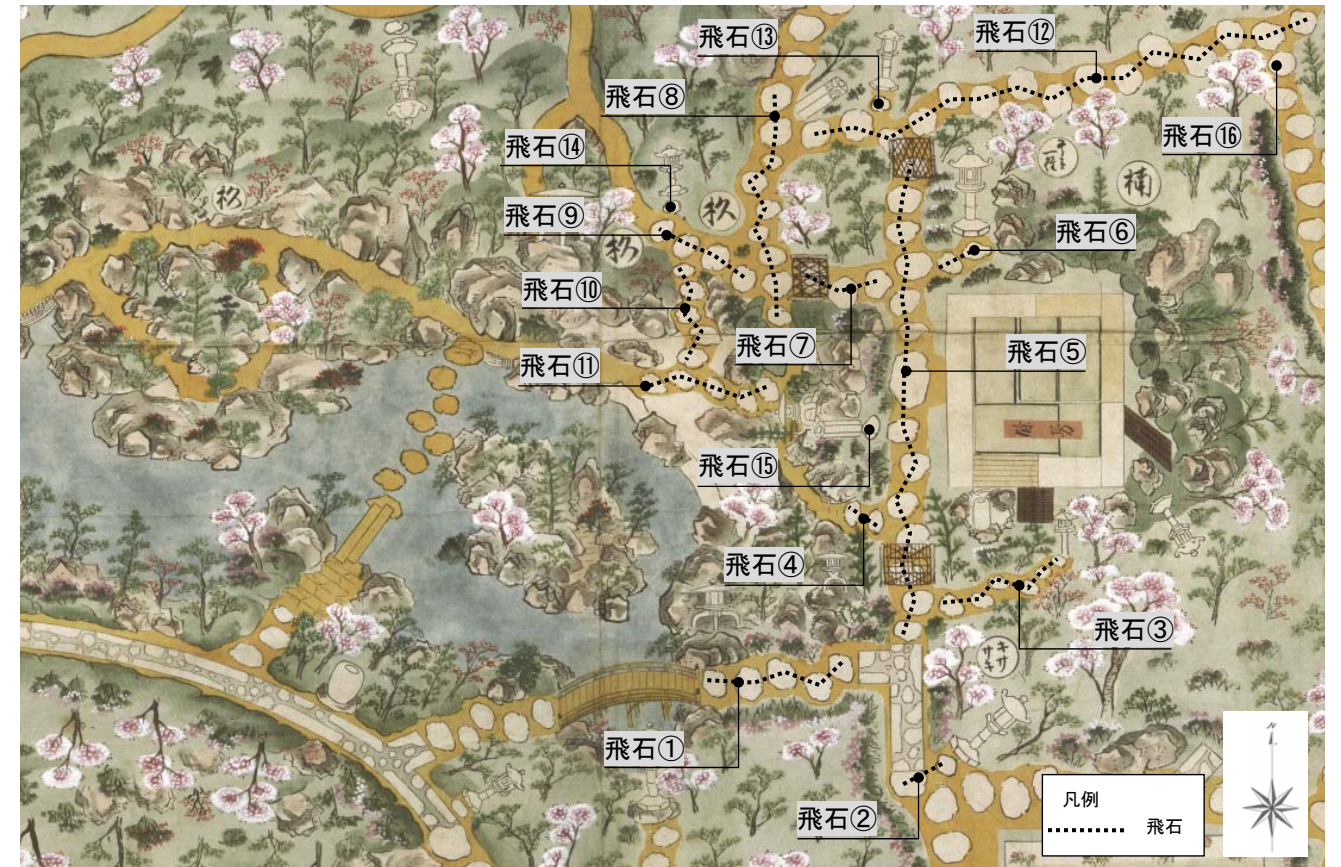
- ・「動線に関連する庭園工作物(木橋、橋、沢飛、階段、延段)」
- ・「動線に関連する庭園工作物(飛石)」
- ・「護岸(石組)」
- ・「修景上の庭園工作物」
- ・「洲浜、築山(地形変化)」

■動線に関連する庭園工作物(木橋、橋、沢飛、階段、延段)



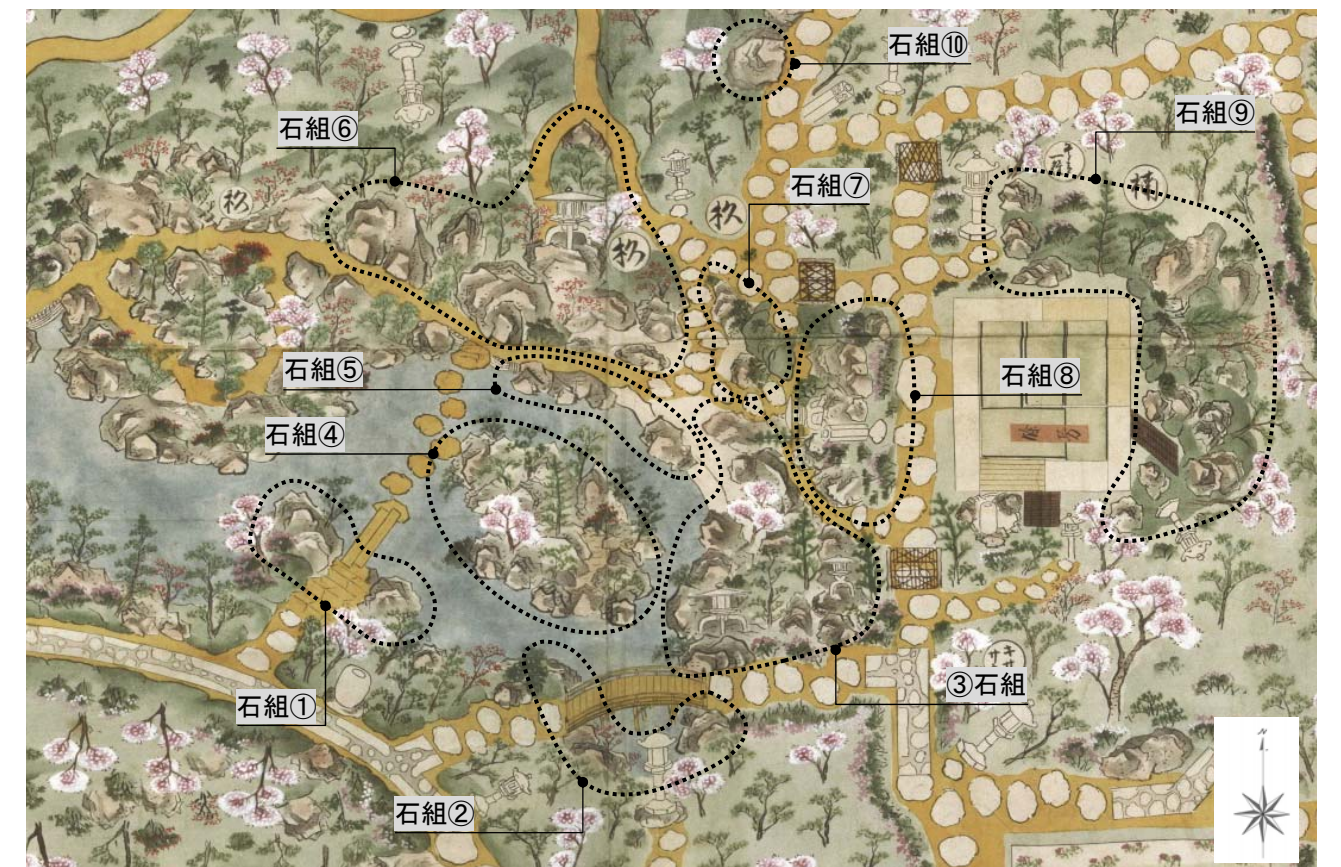
図：動線に関連する庭園工作物(木橋、橋、沢飛、階段、延段)の位置図  
「御城御庭絵図(文政年間)」(東護岸、余芳周辺拡大) 所蔵：名古屋市蓬左文庫

■動線に関連する庭園工作物(飛石)



図：動線に関連する庭園工作物(飛石)の位置図  
「御城御庭絵図(文政年間)」(東護岸、余芳周辺拡大) 所蔵：名古屋市蓬左文庫

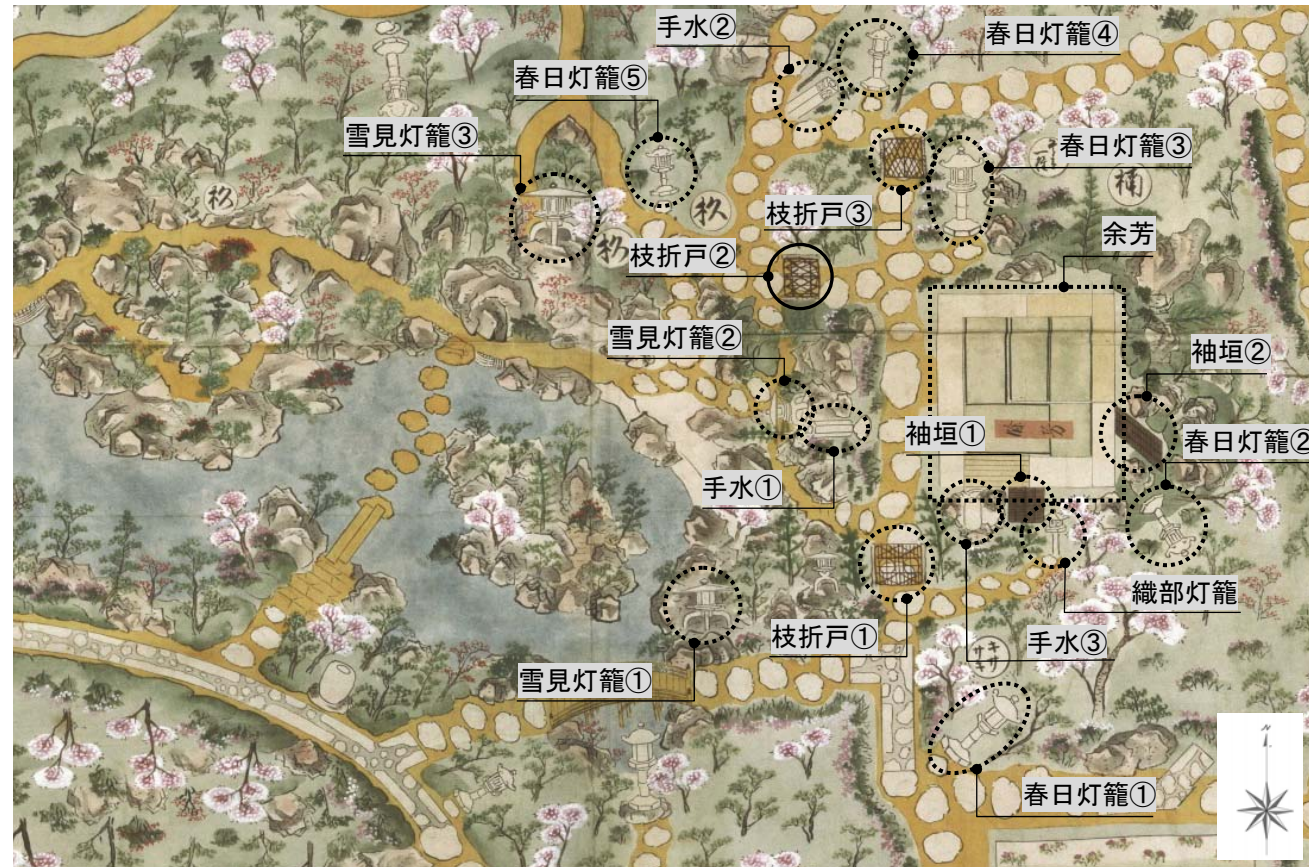
■石組(護岸)



図：護岸(石組)の位置図  
「御城御庭絵図(文政年間)」(東護岸、余芳周辺拡大) 所蔵：名古屋市蓬左文庫



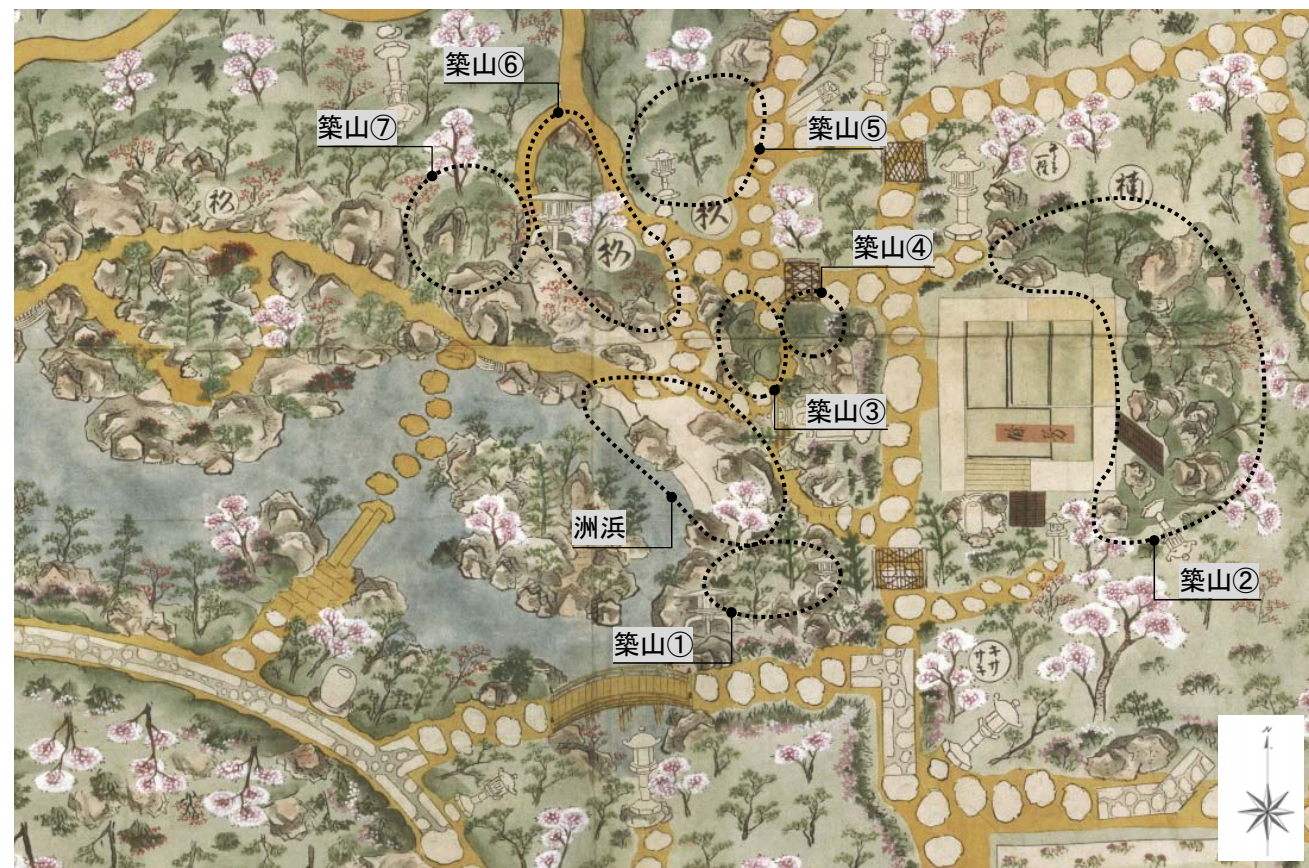
■修景上の庭園工作物



図：修景上の庭園工作物の位置図

「御城御庭絵図(文政年間)」(東護岸、余芳周辺拡大) 所蔵：名古屋市蓬左文庫

■洲浜、築山(地形変化)



図：洲浜、築山(地形変化)の位置図

「御城御庭絵図(文政年間)」(東護岸、余芳周辺拡大) 所蔵：名古屋市蓬左文庫

表：庭園要素の確認一覧

動線に関連する庭園工作物(木橋、橋、沢飛、切石階段、延段)			
木橋	太鼓橋のような形状の木橋が確認できる。		
橋	2桁の構造の橋が確認できる。		
沢飛	沢飛石が8石確認できる。		
階段	3段と思われる階段が確認できる。		
延段	L字型の延段が確認できる。		
動線に関連する庭園工作物(飛石)			
飛石①	木橋の東に4石確認できる。	飛石⑩	余芳の西に5石確認できる。
飛石②	延段の南に2石確認できる。	飛石⑪	余芳の西に5石確認できる。
飛石③	余芳の南に6石確認できる。	飛石⑫	余芳の北に15石確認できる。
飛石④	余芳の西に2石確認できる。	飛石⑬	余芳の北に1石確認できる。
飛石⑤	余芳の西に14石確認できる。	飛石⑭	余芳の西に1石確認できる。
飛石⑥	余芳の北に2石確認できる。	飛石⑮	余芳の西に1石確認できる。
飛石⑦	余芳の西に3石確認できる。	飛石⑯	余芳の北に1石確認できる。
飛石⑧	余芳の西に9石確認できる。	合計	75石
飛石⑨	余芳の西に4石確認できる。		
石組(護岸)			
石組①	絵図の南西に確認できる。	石組⑥	中島の北に確認できる。
石組②	絵図の南に確認できる。	石組⑦	余芳の西に確認できる。
石組③	中島の東に確認できる。	石組⑧	余芳の西に確認できる。
石組④	木橋の北に確認できる。	石組⑨	絵図の東に確認できる。
石組⑤	中島の北に確認できる。	石組⑩	絵図の北に確認できる。
修景上の庭園工作物			
手水①	余芳の西に確認できる。	春日灯笼④	絵図の北に確認できる。
手水②	絵図の北に確認できる。	春日灯笼⑤	絵図の北に確認できる。
手水③	余芳の南に確認できる。	織部灯笼	余芳の南に確認できる。
雪見灯笼①	木橋の北に確認できる。	枝折戸①	余芳の南に確認できる。
雪見灯笼②	余芳の西に確認できる。	枝折戸②	余芳の西に確認できる。
雪見灯笼③	絵図の北に確認できる。	枝折戸③	余芳の北に確認できる。
春日灯笼①	絵図の南に確認できる。	袖垣①	余芳の南に確認できる。
春日灯笼②	余芳の東に確認できる。	袖垣②	余芳の東に確認できる。
春日灯笼③	沢飛の北に確認できる。	余芳	絵図の東に確認できる。
洲浜、築山(地形変化)			
洲浜	絵図の中央に確認できる。	築山④	余芳の西に確認できる。
築山①	木橋の北東に確認できる。	築山⑤	絵図の北に確認できる。
築山②	余芳の東に確認できる。	築山⑥	絵図の北に確認できる。
築山③	余芳の西に確認できる。	築山⑦	絵図の北に確認できる。



## 2) 史資料（絵図）の比較

東護岸と余芳周辺について、名勝名古屋城二ノ丸庭園の復元指標である文政年間の「御城御庭絵図」と、同時代の「尾二ノ丸御庭之図」を比較する。

### ①東護岸

- 護岸、中島、洲浜、飛石、木橋の形状や位置については、2つの絵図では大きな違いは見受けられない。
- 洲浜部分の護岸石の一部の範囲が異なる。(A)
- 「御城御庭絵図」には、池周辺の一部及び中島には桜と思われる樹木が描かれているが「尾二ノ丸御庭之図」には描かれていない。(B)

### ②余芳園地

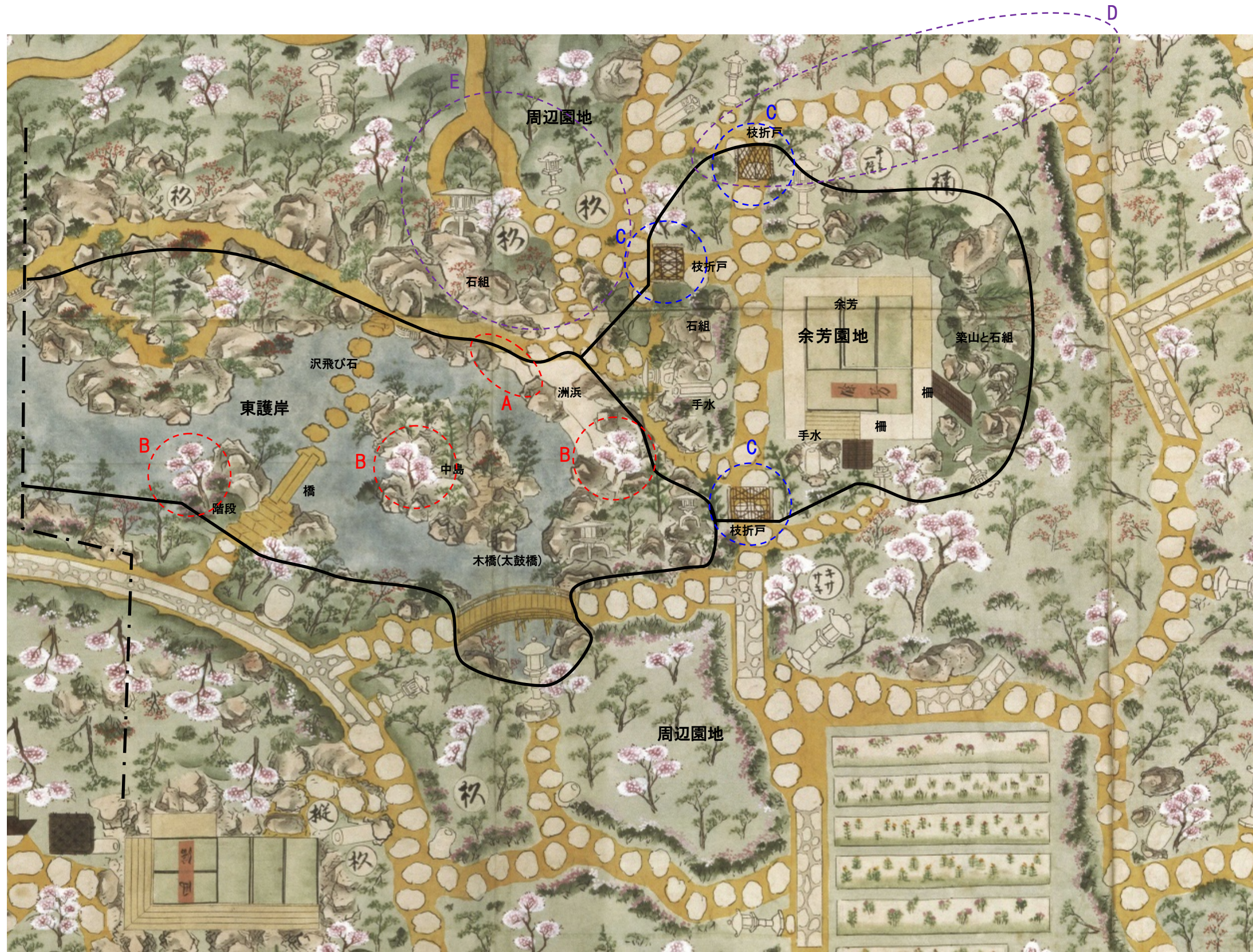
- 余芳の平面構成や周辺は、2つの絵図では大きな違いは見受けられない。
- 「御城御庭絵図」には、余芳西側に枝折戸が3箇所描かれているが、「尾二ノ丸御庭之図」には、南側の枝折戸のみ開いている状態で描かれてる。その他2カ所の枝折戸は、門柱のみ描かれているが開いている表現と思われる。(C)

### ③周辺園地

- 周辺園地は、2つの絵図共に、飛石、延段が描かれており大きな違いは見受けられない。
- 余芳北側の園路について「御城御庭絵図」と比べ「尾二ノ丸御庭之図」では北側に大きく湾曲した形状で描かれている。(D)
- 権現山に至る園路の飛石範囲等の表現（飛石の有無や階段等の表現）が2つの絵図では異なる。(E)

※ (○) は絵図の位置に対応





「御城御庭絵図(文政年間)」(東護岸、余芳周辺拡大)

所蔵：名古屋市蓬左文庫



### 3) 発掘調査結果と史資料（絵図）の比較

東護岸と余芳周辺の発掘調査で確認された遺構について、名勝名古屋城二ノ丸庭園の復元指標である文政年間の「御城御庭絵図・尾二ノ丸御庭之図」（以下絵図）に描かれている地割及び庭園要素を確認する。

#### ①東護岸

- 一部石組護岸が確認されないが、絵図で描かれている形状の中島を確認した。 (A)
- 木橋の南側に、絵図に描かれている石組護岸を確認した。 (B)
- 絵図に描かれている池の東側の洲浜について、発掘調査において円礫群を確認した。 洲浜の一部と想定される。 (C)  
※水際に寄ることが出来た構造であったことが想定できる。
- 絵図に描かれている、池の南端部の木橋（太鼓橋）について、発掘調査では橋脚本数が異なるが、描かれた位置で確認した。 (D)
- 絵図に描かれている中島の西側の沢飛び石を発掘調査で確認した。 (E)
- 絵図に描かれている沢飛び石の西側の出島形状の石組護岸を発掘調査で確認した。 (F)
- 池底や池周辺にはタタキを発掘調査で確認した。

#### ②余芳園地

- 絵図に描かれている余芳の南側の手水について、発掘調査において手水の一部と思われる鉢状の構造物（タタキと石で構成）を確認した。 (G)  
※絵図で描かれている余芳は、発掘調査で確認された手水の北側に設置されていたが、後年の改変により位置等は不明。  
※余芳は、移築され失われているが、名古屋市に寄贈され、解体工事及び建物調査が実施され、部材等は、名古屋城内に保管されている。名古屋城二之丸庭園余芳現存解体部材調査その他業務委託調査報告書において、復元意匠案がまとめられている。  
※その他、絵図に描かれている余芳周辺の構造物は、後年の改変により発掘調査では確認されない。

#### ③周辺園地

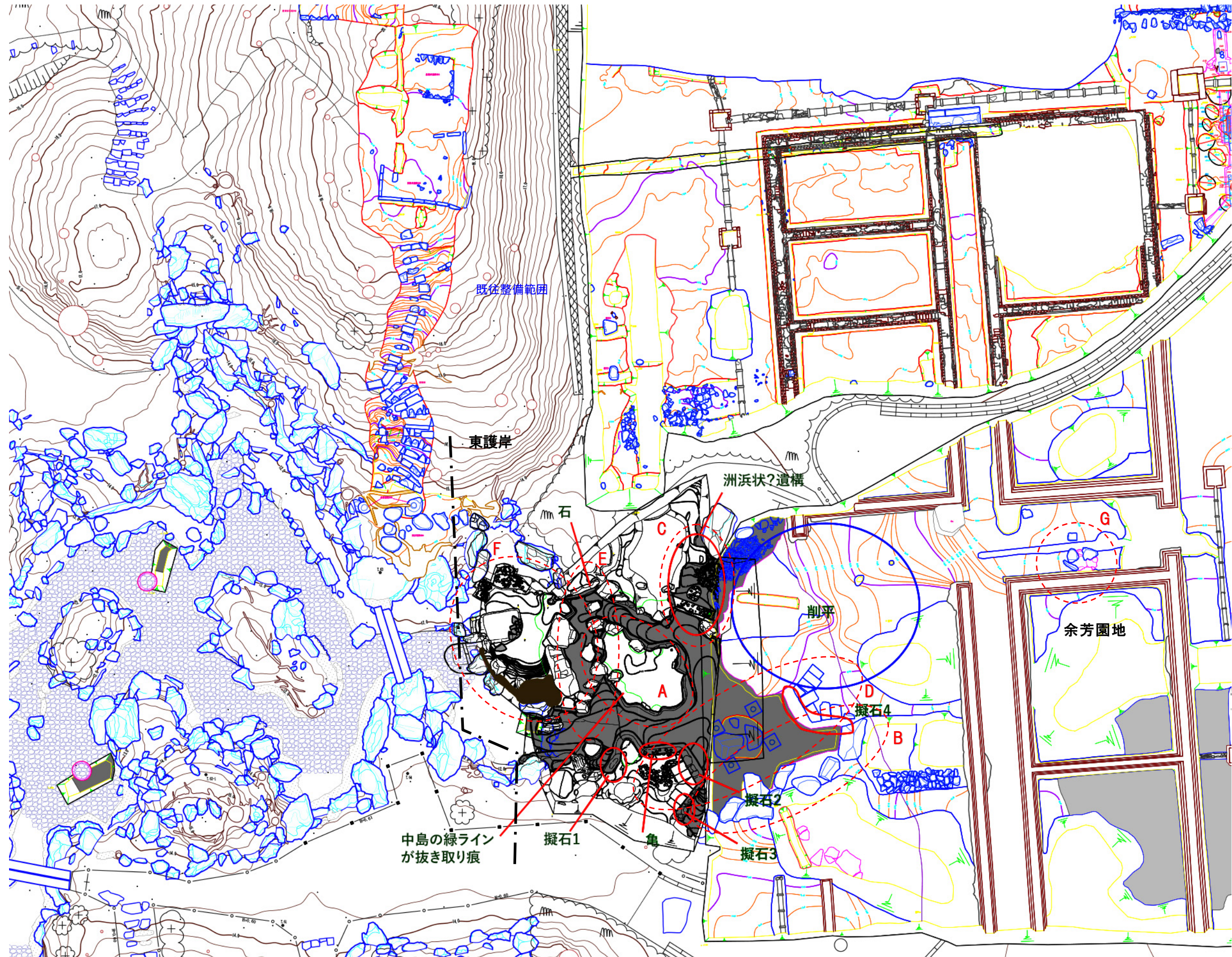
- 絵図に描かれている東護岸や余芳周辺の飛石や植栽は、後年の改変により発掘調査では確認されない。

#### ④その他

- 東護岸の北側の権現山周辺は、発掘調査結果を踏まえ整備が行われている。

※ (○) は絵図・図面の位置に対応





発掘調査結果平面図 (第3・4次調査) S=1:150





発掘調査結果平面図（第3・4次調査のオルソ画像）



護岸の遺構 亀の遺構



護岸の遺構 洲浜状？遺構



護岸の遺構 擬石 1



護岸の遺構 擬石 2(木橋橋台付近)



護岸の遺構 擬石 3



護岸の遺構 擬石 4

発掘調査写真（第3・4次調査）





「御城御庭絵図(文政年間)」(東護岸、余芳周辺拡大)

所蔵：名古屋市蓬左文庫



## 2. 修復方針（案）

### 1) 基本的な考え方

- 東護岸と余芳周辺の修復は、「復発掘調査結果に基づき、御城御庭絵図に描かれている庭園要素を参考に整備」する。
- 池への水張は、既往史資料（古写真）において滞水してことが確認され、また発掘調査では池底のタタキ表面に黒い泥層が数センチ堆積していることを確認した。このため、当時は水張はされていることが確認されるため、修復は水張を行うことを前提として検討を進めることとする。

※平成 30 年度整備は、本修復案に基づき、実現の可否、整備予算を踏まえ行う。

### 2) 地区（分類Ⅰ）ごとの修復方針 ※庭園部会(第 16 回)から追加

#### ①東護岸

- 東護岸は、発掘調査では池の護岸、池底が確認されていることから、確認された遺構の保護・補修を図り、露出展示を行う。
- 発掘調査で確認できない庭園要素（石組等）は、御城御庭絵図を参考に復元的整備とする。
- 木橋は、発掘調査で確認された橋台や礎石を活用し、橋の意匠は御城御庭絵図や史資料等を参考に復元的整備とする。

#### ②余芳園地

- 余芳園地は、これまでの発掘調査で兵舎跡（昭和期）が確認され、江戸期の地割が大きく削平されていることから、御城御庭絵図を参考に復元的整備とする。
- 余芳（建造物）は、解体部材が保存されているため復元し、発掘調査で確認された余芳の手水等の遺構は覆土（保護層）により保護を図り、同位置に復元的整備する。

#### ③周辺園地

- 周辺園地は、これまでの発掘調査では、江戸期の地割が大きく削平されていることから、御城御庭絵図を参考に復元的整備とする。

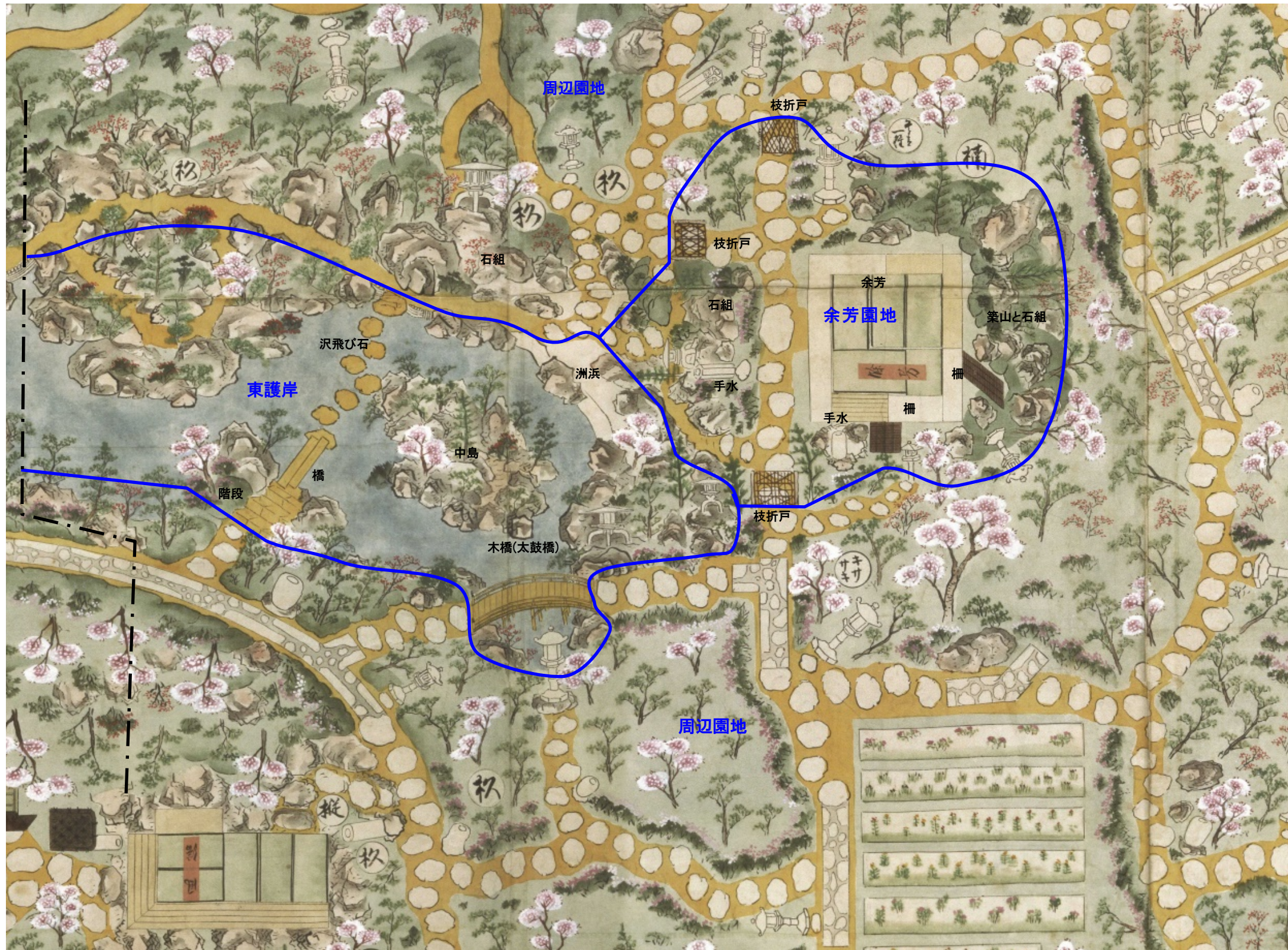
3) 庭園要素ごと根拠資料の解析結果と修復方針

【東護岸と余芳周辺の庭園要素ごとの根拠資料の解析結果と修復方針一覧】

※ 下線は庭園部会(第16回)から修正・追加

庭園要素				絵図		発掘調査結果	修復方針	整備に向けた課題
分類 I	分類 II	分類 III	分類 IV	御城御庭絵図	尾二ノ丸御庭之図			
東護岸	池泉	護岸・池底		石組、タタキ	(同左)	一部の石組を確認 タタキを確認	・発掘調査で確認された庭園要素は露出展示 ・発掘調査で確認できない庭園要素は、絵図を参考に復元的整備	・新規材(石材)の種類 ・水張に伴う、給・排水方法、遺構(石、タタキ等)の保護方法、止水方法 ・復元する石組の位置と素材 ・周辺との摺りつけ(現況と遺構との標高差処理)
		中島		石組	(同左)	タタキを確認		
		洲浜		中島の東 素材不明	御城御庭絵図と一部石組範囲が異なる。	円礫を確認 洲浜範囲不明	・絵図を参考に復元的整備	・新規材(砂、玉石等)の種類
		沢飛び石		中島西側に8石	(同左)	中島西側に7石	・発掘調査で確認された庭園要素は露出展示 ・発掘調査で確認できない庭園要素は、絵図を参考に復元的整備	・遺構(石等)の保護方法 ・新規材(石材)の種類
		木橋(太鼓橋)		太鼓橋 橋脚6本	(同左)	橋脚4本 橋台を確認	・発掘調査結果(橋脚、橋台位置)に基づき、絵図を参考に復元的整備	・詳細構造(寸法、部材等)の根拠 ・周辺との摺りつけ(現況と遺構との標高差処理)
		その他の橋		2本橋	(同左)	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・詳細構造の根拠 ・新規材の種類
		階段		段石	(同左)	(不明)		
		構造物	灯笼	灯笼(雪見型)	(判断困難)	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・詳細構造の根拠 ・灯笼の入手方法
		植物	木本類	桜、杉、松	(同左)	(不明)	・本区域の修復整備が完了した後、庭園全体の見え方を検証して、絵図を参考に復元的整備	・植栽することによる遺構への影響 ・詳細位置の根拠 ・樹種や詳細位置の根拠
地被類	(不明)		(不明)	(不明)				
余芳園地	余芳(建造物)		四畳半、南側に縁側	(同左)	(不明) ※解体調査記録あり	・発掘調査結果および解体調査記録に基づき復元的整備(手水の位置と権現山の南北軸線を参考に設定)	・保存されていない部材の選定方法	
	余芳周辺の園地	飛石	飛石	(同左)	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・新規材(石材)の種類	
		余芳周辺の築山と石組		余芳東側から北側の範囲で築山と石組	(同左)			(不明)
		石組		余芳西側から洲浜の間の範囲 ※六角型の立手水鉢あり	(同左)			(不明)
	構造物	余芳の手水	六角型の立手水鉢	(同左)	手水の基壇を確認	・発掘調査結果に基づき、絵図を参考に復元的整備	・手水の入手方法	
		余芳西側の手水	六角型の立手水鉢	(同左)	(不明)	・絵図や史資料を解析し復元的整備	・詳細な構造の解析	
		枝折戸	北・西・南の3カ所	(同左)	(不明)			
		灯笼	春日・雪見・織部型	(同左)	(不明)			
		袖垣	南と東側に設置	(同左)	(不明)			
植物	木本類	桜、楠、杉等	(同左)	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・詳細位置の根拠 ・樹種や詳細位置の根拠		
	地被類	(不明)	(不明)	(不明)				
周辺園地	飛石、延段		飛石、延段	飛石、延段 余芳の北側と権現山への園路形状が御城御庭絵図と形状等が異なる	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・詳細位置、詳細構造(規模、構造、素材等)の根拠	
	石組		東護岸の北側	(同左)	(不明)			
	構造物	灯笼	春日・雪見型	(同左)	(不明)	・絵図を参考に復元的整備	・詳細構造の根拠 ・灯笼の入手方法	
	植物	木本類	桜、松、杉、紅葉、キササゲ等	(同左)	(不明)	・本区域の修復整備が完了した後、庭園全体の見え方を検証して、絵図を参考に復元的整備	・詳細位置の根拠 ・樹種や詳細位置の根拠	
		地被類	(不明)	(不明)	(不明)			





凡例  
 — : 分類①の範囲

主要な庭園要素の位置図 [「御城御庭絵図(文政年間)」(東護岸、余芳周辺拡大)]  
 所蔵：名古屋市蓬左文庫



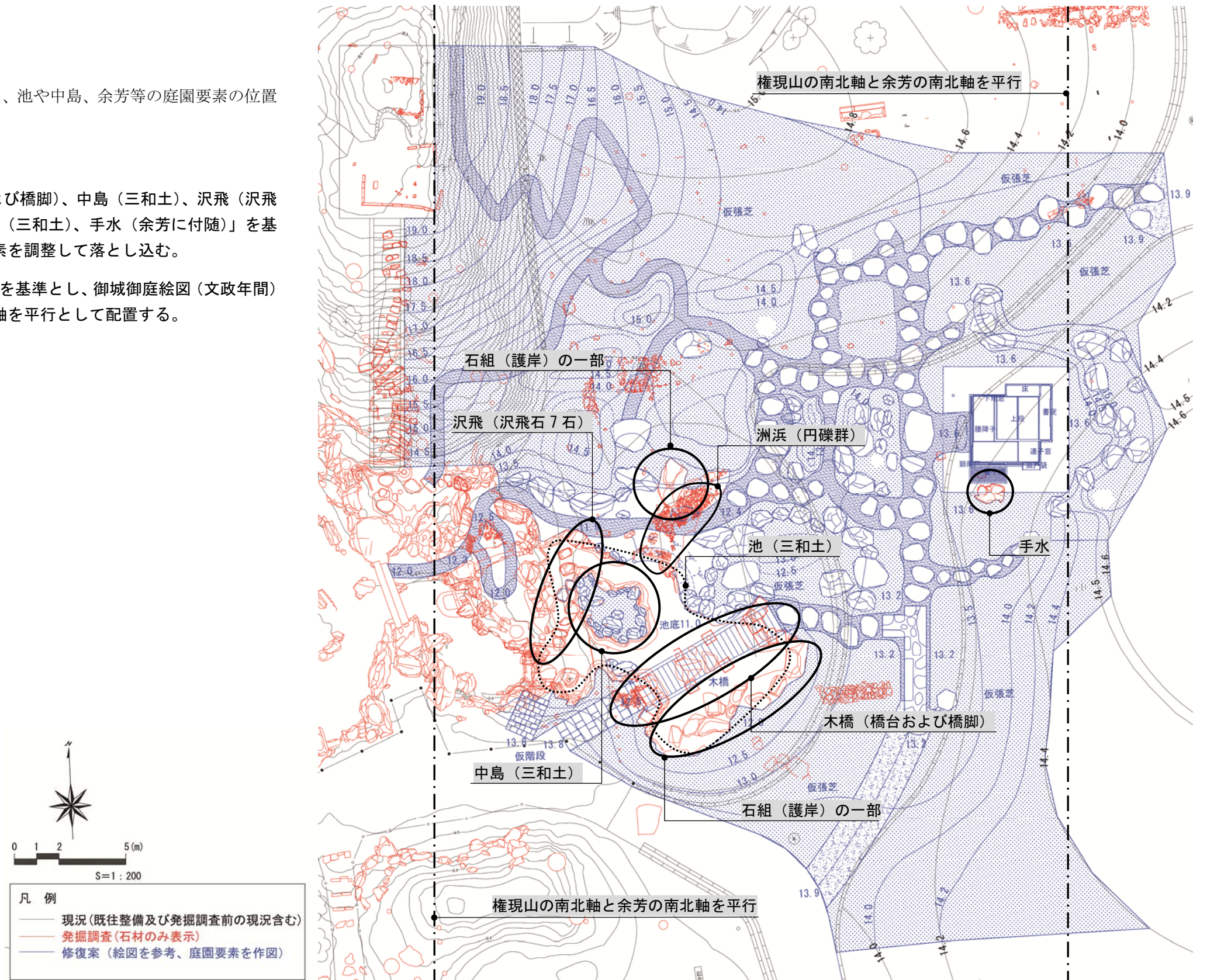
### 3. 修復方法の検討 ※庭園部会(第16回)から追加

#### 1) 庭園要素の設定方法

- 発掘調査結果と御城御庭絵図(文政年間)を重ねると、池や中島、余芳等の庭園要素の位置が一致しない。

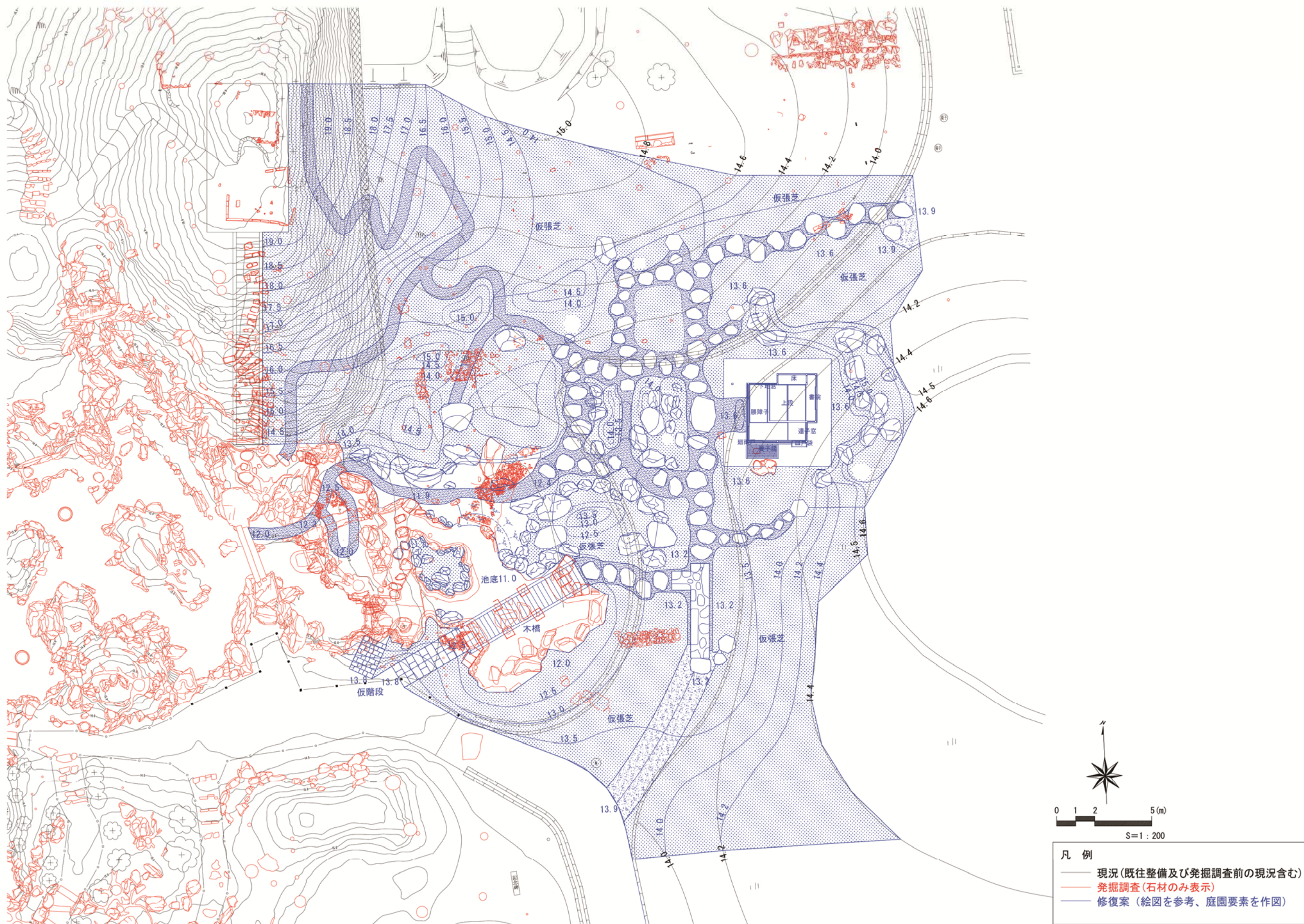


- 発掘調査結果で確認された庭園要素「木橋(橋台および橋脚)、中島(三和土)、沢飛(沢飛石7石)、石組(護岸)の一部、洲浜(円礫群)、池(三和土)、手水(余芳に付随)」を基準に、御城御庭絵図(文政年間)で確認した庭園要素を調整して落とし込む。
- 余芳の位置や角度は、発掘調査結果で確認された手水を基準とし、御城御庭絵図(文政年間)で描かれている様に、権現山の南北軸と余芳の南北軸を平行として配置する。



図：発掘調査で確認された庭園要素 S=1:200 (A3版)





図：全体平面図 S=1：200 (A3版)



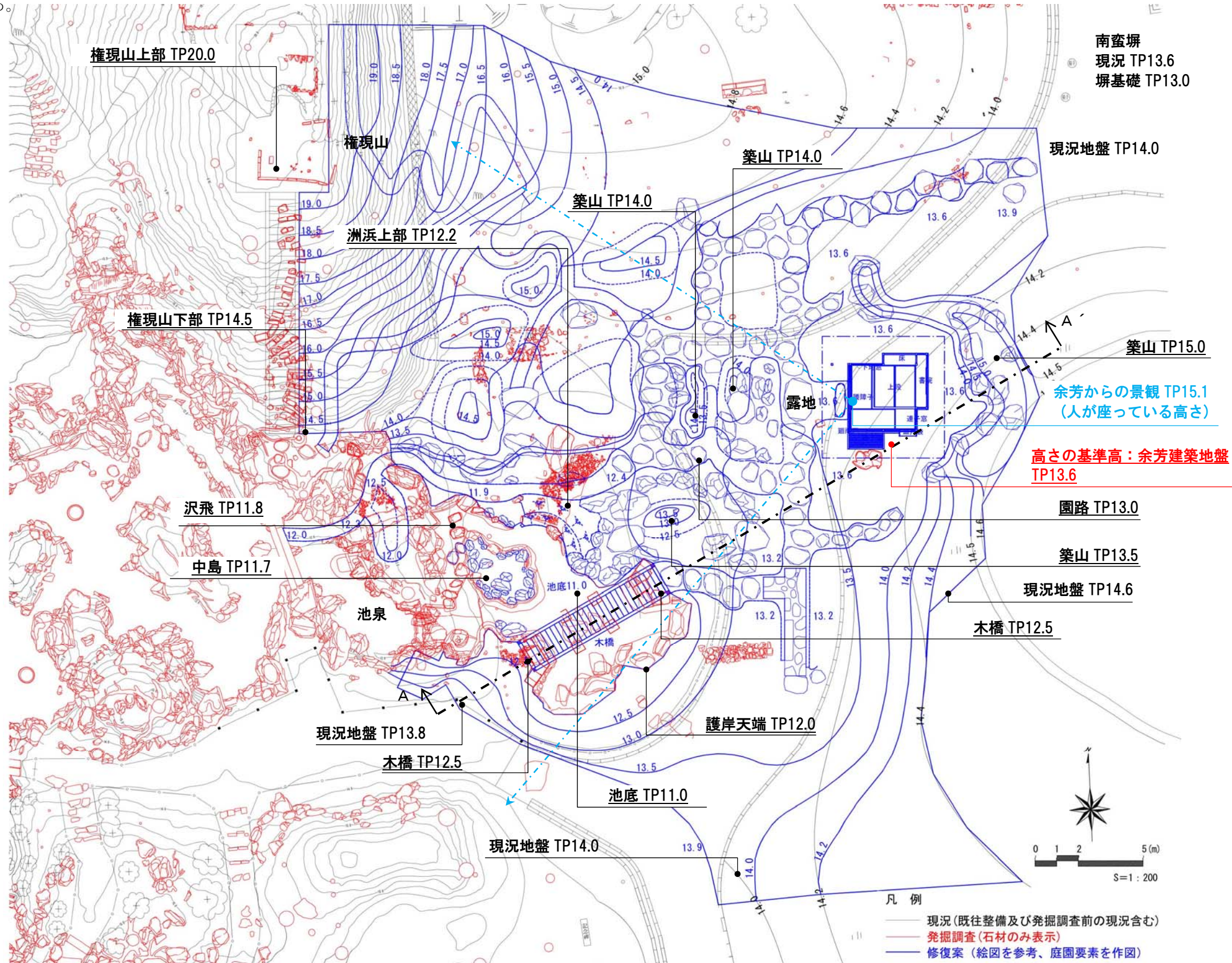
2) 修復造成計画 ※庭園部会(第16回)から追加

① 高さの基準

- ・高さの基準は、発掘調査で確認された余芳に付随する手水の高さを参考に、余芳の建築地盤高(TP13.6m)を設定する。発掘調査で確認された余芳の手水の天端高はTP13.0程度であり、600mmの保護層を確保しTP13.6とする。
- ・その他は、余芳の建築地盤高(TP13.6m)を基に、東側護岸と周辺の現況地盤を擦りつけるように高さを設定する。

【修復造成の課題】

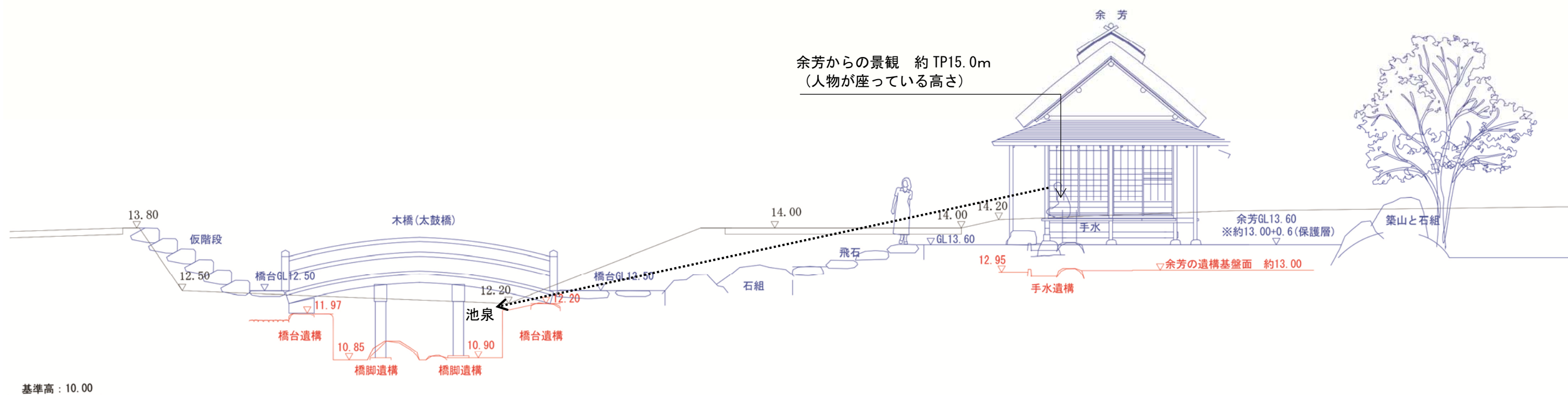
- ・権現山の北にある南蛮塀は、現在、600mm程度覆土(現況TP13.6、塀基礎TP13.0)されており、今後、覆土を撤去し展示する計画がある。
- ・このため、現在、余芳の建築地盤高をTP13.6で計画しており、南蛮塀を露出展示(TP13.0)した場合約600mmの高低差ができることとなり、擦りつけや排水の課題が発生する。



図：修復造成平面図(案) S=1:200 (A3版)



修復造成断面図 ※庭園部会(第16回)から追加



図：A-A' 修復造成断面(案) S=1:100 (A3版)

### 3) 各庭園要素の修復方法の確認 ※庭園部会(第16回)から追加

#### ①護岸、石組等の石材料：東護岸、余芳園地、周辺園地

- ・東護岸では、発掘調査において部分的に石組等の護岸が確認されるが、御城御庭絵図で描かれている石組は発掘調査では確認されない。
- ・余芳園地、周辺園地では、後年の改変により地割が変化し、現在は石組が存在していない。



- ・御城御庭絵図で描かれている石組を修復することを基本とし、不足する護岸、石組等の石材料は、新規材を導入して修復する。
- ・石材料の種類や調達方法については、学識者や関係者に確認する。

#### ②沢飛：東護岸

- ・発掘調査では7石、御城御庭絵図では8石と数量が異なる。
- ・足りない沢飛石の下部には三和土(TP11.5)が確認できるため、絵図の通り8石存在していたと考えられる。



- ・沢飛の平均的な高さはTP11.8であり、厚さ300mm程度の新規材を用いることで、自然な景観に納まると考えられる。以上の考察から、御城御庭絵図を参考に新規材を1石追加する。

#### ③手水、灯籠：東護岸、余芳園地、周辺園地

- ・御城御庭絵図で確認される、手水、灯籠は、二ノ丸庭園内には存在しない。



- ・石造物の復元にあたっては、市民などから同意匠の石造物の寄付等の支援により、今後対応。

#### 4) 池への水張りの検討 ※庭園部会(第16回)から追加

##### ①現況の給水・排水施設

- ・二之丸庭園から最も近い給水管は、二之丸茶亭から約25m東方にある管径20mmの給水施設で、池泉から約8mの距離となる。
- ・二之丸茶亭には管径40mmの給水管が通っており、池泉から約30mの距離となる。
- ・二之丸庭園から最も近い排水管は、二之丸茶亭まで通っている排水管で管径150mmとなる。

※池泉までの給水・排水管の距離は、池泉の最南端の位置を基準としているため、設置位置を変更する場合は給水・排水管の距離も変動する。

##### ②池泉に必要な水量

- ・二之丸庭園の池泉の面積は約240m<sup>2</sup>あり、水深1mと仮定した場合、240m<sup>3</sup>(t)の水が必要となる。20mmの給水管で池泉を満水にする場合は約60時間(約2日半)かかり、40mmの場合は約24時間(約1日)かかる。

##### ③水張りの課題

###### ○水張りにもなう「三和土」の補強

- ・現在、池底や護岸に使用されている「三和土」は、経年劣化や構築物の痕跡等により著しい損傷を受けている。そのため、水張りを行う前に先ずは「三和土」の補修を実施する必要がある。
- ・たたきの補修材料においては、使用されている成分等は明らかになってきたものの、配合や強度、耐水等の根拠がないため、今後、補強試験等を実施する必要がある。
- ・また、補修方法についても、既存の「三和土」と補修で使用する「三和土」が混在しないような処理の検討等が必要となる。
- ・さらに、「三和土」に止水能力がない場合は、止水するための方法を検討する必要がある。

※参考) 現在、別途、南蛮鉄塀の修理・復元において検討が進められている。南蛮塀の材料は「三和土」と類似していることから、同時並行で検討を進めることが望ましいと考える。

以下に南蛮塀の修理・復元の検討工程を示す。詳細は別紙、南蛮鉄砲狭間(御築地・御練塀)修理・復元計画より。

##### 30年度 修理・保存方法の検討

- ・復元材料・方法の検討(例、液体ガラス処理、樹脂の浸透処理など)



##### 31年度 実施設計(仕様・図・積算)

- ・現況図作成(4、5月)
- ・試験施工(4~6月)
- ・箇所の特定制(7月)



##### 32年度 修理・復元

###### ○機械設備の設置

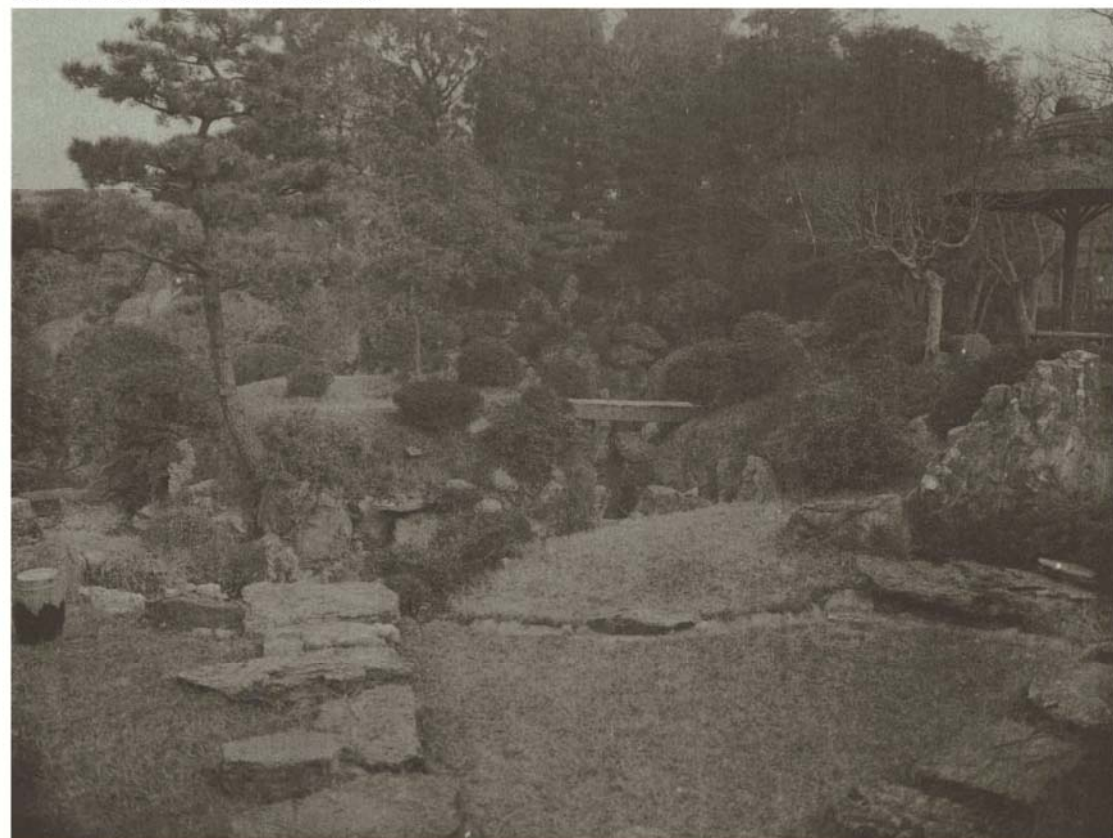
- ・水張りを実施する場合、給水・排水管の配管や循環ポンプ等の機械設備が必要となり、その際、掘削工と遺構との関連や、分電盤の設置等に伴う修景上の課題が発生する。



図: 名勝名古屋城二之丸庭園 現況の給水・排水平面図 (S=1:800)



【②『日本庭園史圖鑑 第五巻』掲載】



「名古屋城舊二ノ丸庭園・北ノ御庭・西南部より見たる全景」



写真：現況の西南部より見たる全景 「平成30年(2019)2月」



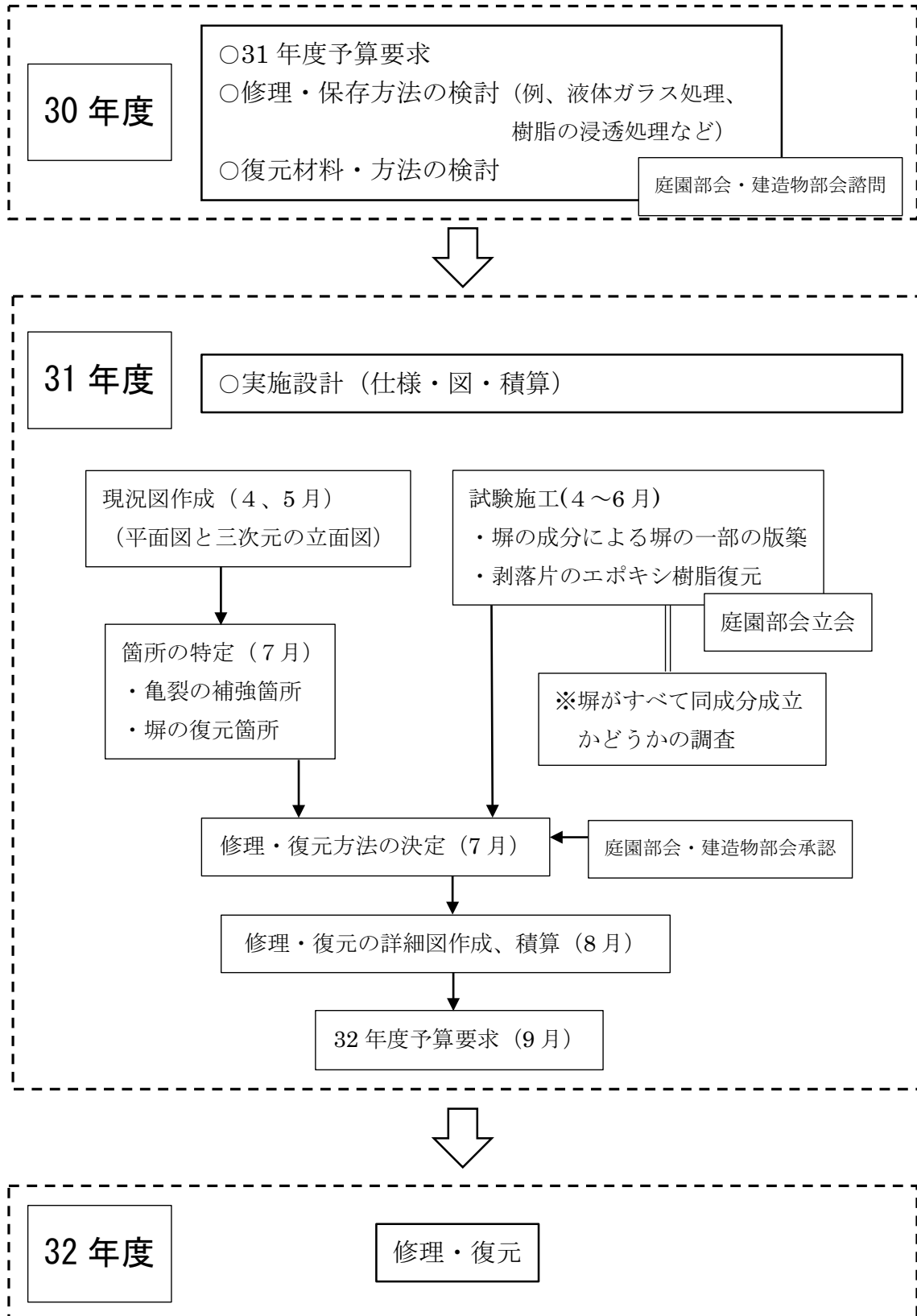
「名古屋城舊二ノ丸庭園・北ノ御庭・権現山枯瀧全景観」



写真：現況の権現山枯瀧全景 「平成30年(2019)2月」



御練塀（御築地）修理・復元計画（案）



## 名勝名古屋城二之丸庭園石材及び石造物バンク創設(案)

### (趣 旨)

○二之丸庭園は、尾張藩の歴代藩主が公私にわたり過ごした二之丸御殿の北側に造営された国の名勝庭園です。御殿に付随する庭園の規模としては日本随一であり、豪壮な石組護岸からなる園池をはじめとして、石組や飛石及び景石などに多量の石材が使われていた。しかし、明治期に陸軍省の管轄となり、二之丸御殿とともに庭園の北西部を除き取り払われ、多くの石材が失われた。

当時の景観を取り戻すためには、当時に使われていた石材で修復整備することが最善の方策であると考えられる。

また、灯籠等の石造物についても「御城御庭絵図」によれば、灯籠 178 基、層塔 5 基、手水鉢 130 基があったが、現在、残っていない。これらすべてを復元するのは難しいが、修景上、一定数は復元する必要がある。

### (目 的)

○名勝庭園にふさわしい石材及び石造物を、広く市民に呼びかけて確保することを目的とする。

### (設置場所)

○石造物については、寄付物件の形状が「御城御庭絵図」にあるそれと形状の整合性がとれている位置とする。石材については、名古屋市に一任した位置とする。

### (受け入れのランク付け)

○石材及び石造物のランクは以下のとおりとする。

- 1 石造物については、名古屋城伝来のもの、並びに修景上、欠くことができない箇所の石造物で、かつ制作年代が近世以前のものを A ランク、修景上、欠くことができない箇所の石造物を B ランク、その他を C ランクとする。
- 2 石材については、近世に名古屋城で使われている種類の石材については A ランク、それ以外を B ランクとする。
- 3 寄付物件を受け入れる優先順位は石造物、石材各々、優先順に A、B、C、及び A、B の順位とする。
- 4 ランクの決定は特別史跡名古屋跡全体会議庭園部会で行う。ランクの基準は別途定める。

### (受け入れ条件)

○受け入れに当たっては、以下の条件に合致するものとする。

- 1 石材及び石造物は、趣旨に合致した二之丸庭園にふさわしいものであること。
- 2 石材及び石造物は、特別史跡名古屋跡全体会議庭園部会の受け入れの承認を得られたもので、かつ名古屋市が受け入れを妥当と認めたものとする。その際、ランクを考慮するものとする。